

電気需給約款（特別高圧・高圧）新旧対照表

(新) 2018年10月25日施行	(旧) 2017年8月7日施行	備考								
<p style="text-align: center;">別表（東北電力エリア）</p> <p><u>本別表は、当社が、東北電力株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。）の託送供給等約款にのっとり、東北電力株式会社が維持および運用する供給設備を介して特別高圧または高圧で電気を供給するときに適用いたします。ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。</u></p> <p>1. 燃料費調整</p> <p>(1) <u>燃料費調整額の算定</u></p> <p>イ <u>平均燃料価格</u></p> <p><u>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計（関税法に基づき公表される統計を言います。）の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ</u></p> <p>A = <u>各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u> B = <u>各四半期における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> C = <u>各四半期における 1 トン当たりの平均石炭価格</u></p> <table border="1" data-bbox="224 1252 649 1449"> <thead> <tr> <th></th> <th>東北電力エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α</td> <td>0.1152</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.2714</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.7386</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価</u></p>		東北電力エリア	α	0.1152	β	0.2714	γ	0.7386	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	
	東北電力エリア									
α	0.1152									
β	0.2714									
γ	0.7386									

格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がa円を下回る場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (a \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がa円を上回る場合燃料費

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - a \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

	東北電力エリア
a	31,400円

ハ 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その四半期に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間

毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

	-	東北電力エリア
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	21銭0厘
	特別高圧で供給を受ける場合	20銭2厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

(新 設)

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

- ロ 再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

3. **平均力率の算定式**

- (1) 平均力率の算定式は、次の通りといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85%とみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ (パーセント)}$$

- (2) 平均力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、平均力率算定において $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

(新 設)

4. 自家発補給電力の使用および計量

(1) 定期検査および定期補修の時期

お客さまの自家発電設備の定期検査および定期補修は、原則として夏季および冬季以外に行うものいたします。この場合、毎年度当初にお客さまと当社で協議のうえあらかじめ実施の時期を定め、その1ヶ月前に再度協議のうえ確認するものいたします。

(2) 自家発補給電力の使用の申し出

自家発補給電力の使用にあたっては、お客さまより前々営業日までに使用開始の時間と使用終了の時間を当社に連絡いただくものいたします。ただし、事故時その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に連絡いただくものいたします。

(3) 自家発補給電力の使用の確認

当社は、お客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えた場合は、お客さまの自家発電設備の発電記録等により、自家発補給電力を使用しなかったことが客観的に確認できた場合を除き、自家発補給電力を使用したものいたします。

またお客さまの最大需要電力が常時供給分の契約電力を超えなかった場合は、自家発補給電力の使用について申し出されたときであっても、自家発補給電力を使用されなかったものいたします。

(4) 自家発補給電力の使用電力量の決定

常時供給分と同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、下記イおよびロの方法で決定いたします。

イ 基準の電力の決定

自家発補給電力使用の前3日間の自家発補給電力使用時間帯における常時供給分の平均電力を基準の電力として決定するものいたします。ただし、使用前3日間の操業状態が平常でない場合は、使用前の平常操業の3日間における常時供給分の平均電力を基準として決定するものいたします。

ロ 自家発補給電力の使用電力量の決定

(新 設)

自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、イで定めた基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といたします。

以上

以上